一 般 販 売 業
毒物劇物　農業用品目販売業　登録申請書
特 定 品 目 販 売 業

店舗の所在地及び名　　称	
備　　考	（〒） （電話）

一 般 販 売 業
上記により、毒物劇物の　農業用品目販売業　の登録を申請します。
特 定 品 目 販 売 業

年　　月　　日

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

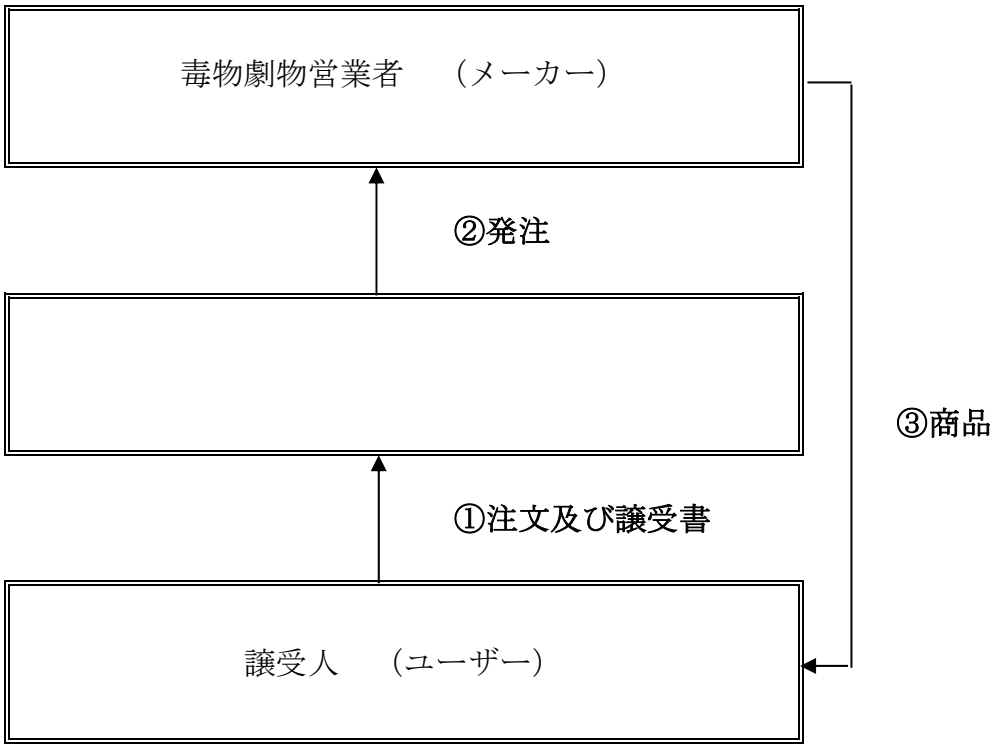
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

長野県知事　　殿

毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録申請

事　　項	毒物劇物販売業の登録申請をするとき
根拠法令	法第４条、第５条、 施行令第 33 条、第 37 条 施行規則第２条、第４条の２、第４条の３、第４条の４
提出部数	２部提出（正１部　薬事管理課、副１部　保健所）
添付書類	１　店舗の平面図（毒物劇物貯蔵施設の設置場所を記入） ２　毒物劇物貯蔵施設の図面（たて、横、高さを記入） 注）　毒物劇物を直接に取り扱わない販売業にあっては貯蔵施設の図面を要しない。 ３　毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあっては毒物劇物、譲受書等の流れが分かるフローチャート
手数料	15,800 円（長野県収入証紙またはオンライン決済※） ※オンライン決済による納入の場合は、以下の QR コードから利用者側 URL にアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」を行うこと。長野市内、松本市内の場合は利用不可。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う (https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74424)
その他	副申（様式第 18 号） 注）毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出する。 毒物劇物を直接に取り扱わない場合、その旨を備考欄に記載すること（毒物劇物取扱責任者設置届は不要）

毒物劇物の商品と毒物劇物譲受書（法第 14 条）の経路（例）



毒物劇物を販売するに当たり、上記のとおり業務を行います。

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）